

不登校児童生徒が自宅において行ったICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとするうえでの必要な手続きについてのガイドライン

丹波篠山市教育委員会

1 趣旨

令和元年10月25日に文部科学省から通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別記2において不登校児童生徒が自宅において行ったICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いすることについての方向性が示された。不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかつたり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択のさまたげになっていたりする場合があります。このような児童生徒を支援するため、一定の条件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関または民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いすること及びその評価に反映することができることとする。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の社会的自立の支援を行ううえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該不登校児童生徒が学校内や、学校外の公的機関、民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動である。
- (3) 在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による対面指導が自宅・施設等で適切に行われることを前提とすること。対面指導は週1回程度を目安とし、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「ICT等を活用した学習活動を提供する民間事業者についての丹波篠山市チェックシート」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうかを市教委と協

議のうえ判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）

- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。また、対面指導を行う者は、保護者から定期的に提出された計画表や報告書（様式1，2，3を参考に各校で作成した様式）をもとに、学習状況の確認・共有をすること。
- (6) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3 留意事項

- (1) この取扱は、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。（上記のことが危惧される場合、学校と教育委員会で協議の上、当該児童の出席の取り扱いについて判断する。）
- (2) 「ICT等を活用した学習活動」は、ICT（インターネットや電子メール、テレビを使った通信システム、タブレットなどを利用する学習ソフトなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。（学校のプリントや副教材を活用した学習も含む。）
- (3) ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT等の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、以下の活動時間の目安を参考とし、当該児童生徒の状況やその学年での学習時間を考慮して学校長が判断する。
＜日数換算についての活動時間の目安＞
・2～3コマ程度・・・・・・・・その日を要録上出席扱い。
※小学生は1コマ45分、中学生は1コマ50分を目安とする。
- (5) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載に

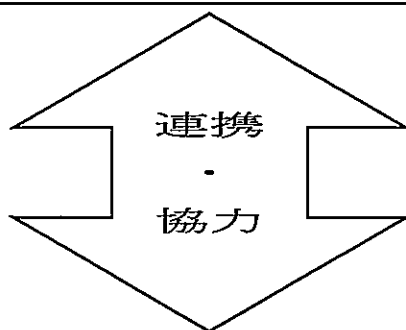
については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

4 指導要録上出席扱いとする流れ

- (1) 保護者が学校に申告書（別紙1）を提出する。
- (2) 学校から市教委に報告書（別紙2）を提出する。
- (3) 学校長と市教委で情報共有、協議。
 - ・当該児童生徒の状況が本制度の趣旨に合っているか協議する。
 - ・学習活動を提供するのが民間業者である場合には、「ICT等を活用した学習活動を提供する民間事業者についての丹波篠山市チェックシート」を参考として、協議する。
- (4) 学校から保護者に許可書（別紙3）を渡す。
- (5) 学校と保護者で連携・協力して支援にあたる。

< 家庭 >

- 児童生徒の理解の程度を踏まえた学習計画表の作成
- 学習報告書の作成（保護者は学習状況を適切に把握）
- 対面指導において、学習計画表・学習報告書の提出及び成果物の提示または提出



< 学校 >

- 対面指導による学習状況の確認
- 要録上出席扱いとする日数の判断（月毎）
- 市教委への報告
 - ・保護者から提出された学習報告書の写しを毎月提出する。
 - ・報告書には対面指導を行った日数、要録上出席扱いとする日数が明記されていること。

(別紙1)

令和 年 月 日

丹波篠山市立

学校長 様

保護者氏名

住所 丹波篠山市

(TEL)

I C T等を活用した学習活動申告書

下記の者はI C T等を活用した学習活動を行いますので、配意願います。なお、学習状況の把握・報告は保護者の責任のもとに行います。

記

1 活用する教材

2 開始期日 令和 年 月 日

3 学 年 第 学年

4 児童生徒名

(別紙2)

令和 年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

学校名

校長名

I C T等を活用した学習活動について

このことについて、下記の者の保護者から別添のとおり I C T等を活用した学習活動申告書の提出がありましたので、報告します。

記

-
- 1 学 年 第 学年
 - 2 児童生徒名
 - 3 活用する教材
 - 4 そ の 他 主に対面指導を実施する者 ()

(別紙3)

令和 年 月 日

〇〇 (保護者) 様

学校名

校長名

I C T等を活用した学習活動について

下記のことについてI C T等を活用した学習活動として認めます。

記

1 学 年 第 学年

2 児童生徒名

3 活用する教材

(別添)

指導要録上の出席扱いに係る留意点 (Q & A)

丹波篠山市教育委員会

- 1 ICT等を活用した学習活動とはどのようなものがありますか。
 - 「ICT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを利用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
 - ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習。
 - ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習。
 - ・学校のプリントや通信教育を活用した学習。

- 2 どのような児童生徒が取り扱いの対象になりますか。
 - 基本的に学校の別室指導や、ゆめハウス、フリースクール等において、相談・指導を受けられない状況の不登校児童生徒が対象です。

- 3 当該児童生徒が指導要録上の出席扱いとなることにより、具体的にどんなメリットがありますか。
 - 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択のさまたげになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、社会復帰や社会的自立を支援することになります。

- 4 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。
 - 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいです。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

5 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありません。しかし、評価が可能な教科・観点については、観点別学習状況及び評定を記載し、評価が記載できない場合でも、自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載が望まれます。

また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます

6 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が考えられます。

ICT教材を提供する民間業者のスタッフによる対面指導のみで指導要録上出席扱いとすることは想定していません。

7 ICT教材を提供する民間業者等が報告書を作成している場面も、様式3を参考にした報告書が必要ですか。また、計画についても様式1、2の提出が必要ですか。

- ICT教材を提供する民間業者等が作成する報告書が、学習内容や学習時間を把握できるものであれば、それを指導要録上出席扱いの日数換算の資料として活用しても構いません。写しを市教委へ提出する際は、出席扱いとした日数を記載してください。また、計画についても、様式1、2のどちらか一方だけの提出や、必要に応じて様式を簡略化することも可能です。様式1、2以外でも計画が確認できるものであれば、構いません。

8 指導要録上の出席扱いと判断できない事例はありますか。

- 出席扱いと判断できないケースとして、例えば次のような事例を想定しています。

・不登校児童生徒が、ゆめハウスに通級し、相談・支援を受けている状況で、残りの日についてICT等を活用した学習活動で指導要録上出席扱いとするよう保護者から依頼があった。

- ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力を得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
- ・インターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

9 本取扱いについて、学校から保護者に広く周知する必要がありますか。

- 学校から広く周知する必要はありません。ICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとすることが、社会的自立を助けるうえで有効・適切であると判断される不登校児童生徒が在籍する場合には、個別に情報提供し、適切に対応してください。

10 指導要録上出席扱いと判断した場合に、留意すべき点がありますか。

- 自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。（上記のことが危惧される場合、学校と教育委員会で協議の上、当該児童の出席の取り扱いについて判断する。）家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、ゆめハウスやフリースクール等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

11 出席扱いについて指導要録・出席簿の記載方法はどのようにしますか。

- 出席日数の内数として出席扱いとした日数及び活動内容を記載すること。
 - 例 （指導要録）学校の出席日数30日、自宅等でのICT等を活用した学習活動での出席扱い50日の場合
→出席日数80日、備考「内、出席扱い50日（ICT等を活用した学習活動）」と記載。
 - 例 （出席簿）学校の出席日数0日、ICT等を活用した学習活動での出席扱い15日の場合
→出席日数15日、備考「内、出席扱い15日（ICT等を活用した学習活動）」と記載。
- ※ 通知表については、各学校で記載方法を定める。ただし、出席日数に明記する場合は、内数として出席扱いとした日数がわかるようにする。

ICT等を活用した学習活動を提供する民間事業者についての

丹波篠山市チェックシート

調査日 令和 年 月 日

民間事業者

記入者

□チェック項目

1 実施主体について

□実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

□不登校児童生徒の不応・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。

□著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）が明確にされ、保護者に情報提供がなされている。

3 相談・指導の在り方について

□体罰などの不適切な指導や人権侵害行為等が行われておらず、人間味のある温かい相談や指導が行われている。

□受入れに当たっては面接を行うなどして、児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われている。

□義務教育制度を前提とした、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されている。

□児童生徒の学習支援や進路の状況につき、保護者等に情報提供がなされている。

4 相談・指導スタッフについて

□相談・指導スタッフは、教育に深い理解と熱意を有している。

□専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあっている。

5 施設、設備について

□学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。

6 学校と施設の関係について

□学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

7 家庭との関係について

□指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

学 習 計 画 表

様式 1

月

丹波篠山市立(

)学校

()年

()組

()

| 日 | 曜 | 学校行事 | 学 習 内 容 | | 学習時間 | |
|----|---|------|---------|----|------|-----|
| | | | 午前 | 午後 | [時間] | [分] |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |
| 26 | | | | | | |
| 27 | | | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |
| 31 | | | | | | |

()月-No.

学 習 計 画 書

(様式2)

()日~()日 丹波篠山市立()学校 ()年()組 ()

| | | | | | | | | | |
|---|--------|----|----------------|----|--------|----|------|----|----|
| 月 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <学校行事> | | <学習時間> 時間 分 | | <対面指導> | | <メモ> | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|----|----------------|----|--------|----|------|----|----|
| 火 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <学校行事> | | <学習時間> 時間 分 | | <対面指導> | | <メモ> | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|----|----------------|----|--------|----|------|----|----|
| 水 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <学校行事> | | <学習時間> 時間 分 | | <対面指導> | | <メモ> | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|----|----------------|----|--------|----|------|----|----|
| 木 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <学校行事> | | <学習時間> 時間 分 | | <対面指導> | | <メモ> | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--------|----|----------------|----|--------|----|------|----|----|
| 金 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <学校行事> | | <学習時間> 時間 分 | | <対面指導> | | <メモ> | | |

()月-No.

学 習 報 告 書

(様式3)

()日~()日 丹波篠山市立()学校 ()年()組 ()

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|--------|----|--------|--------|----|----|----|
| 月 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <起床> | : | <学習時間> | | <対面指導> | <ひとこと> | | | |
| <就寝> | : | 時間 分 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|--------|----|--------|--------|----|----|----|
| 火 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <起床> | : | <学習時間> | | <対面指導> | <ひとこと> | | | |
| <就寝> | : | 時間 分 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|--------|----|--------|--------|----|----|----|
| 水 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <起床> | : | <学習時間> | | <対面指導> | <ひとこと> | | | |
| <就寝> | : | 時間 分 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|--------|----|--------|--------|----|----|----|
| 木 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <起床> | : | <学習時間> | | <対面指導> | <ひとこと> | | | |
| <就寝> | : | 時間 分 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|--------|----|--------|--------|----|----|----|
| 金 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | | | | | | | | |
| | <起床> | : | <学習時間> | | <対面指導> | <ひとこと> | | | |
| <就寝> | : | 時間 分 | | | | | | | |

| |
|---------|
| <保護者より> |
|---------|

| | |
|---------------|---|
| 対面指導を行った日数 | ※ |
| 指導要録上出席扱いする日数 | ※ |

| | |
|---------|--------|
| <学校記入欄> | ※(校長印) |
|---------|--------|

※は、月末のみ記入